

(仮称) 第 3 次亀岡市まちづくり協働  
推進実施計画 (最終案)

令和 2 年 2 月

亀岡市生涯学習部市民力推進課

## ■全体構成

### I 協働推進の基本的な考え方

#### ●（市民協働の概念）

市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

1. 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果
2. 本実施計画（第3次実施計画）における課題
3. 本実施計画（第3次実施計画）のテーマ

#### ●計画の期間

令和2（2020）年度  
～令和6（2024）年度

### III 行動計画

#### （アクションプラン）

##### 行動計画

（アクションプラン）1

これからの市民活動と協働を担う人づくり

##### 行動計画

（アクションプラン）2

市民活動と協働を進めていくためのコーディネーター機能強化

##### 行動計画

（アクションプラン）3

市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化

### II 協働推進のための取組と施策

#### 1. 目指すべき「かめおかの像」の共有と課題の掘り起こし

- (1) 一人ひとりが住みやすいまちへの意識と目指すべき「かめおかの像」を求めていく
- (2) 課題への意識と協働の必要性・重要性への気づき
- (3) 住民との意識醸成と新たな担い手となる層の掘り起こし

#### 2. 活動開始初期の支援から補助制度後の活動展開の支援まで

- (1) 支援金制度について
- (2) 補助事業後の資金確保手法に関する支援
- (3) 企業との連携手法の検討

#### 3. コミュニティ活動に向けた主体間の理解と繋ぎの創出

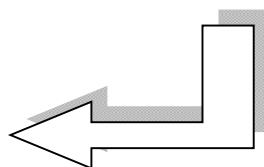
- (1) 地縁組織や市民活動の相互理解促進
- (2) 地縁組織とNPO等の交流・連携
- (3) 協働による多文化共生のまちづくり

#### 4. 地域課題解決に向けた中間支援機能の強化と普及

- (1) 団体間の交流や、市民や大学・学生等と団体を結ぶ機会や手法の検討
- (2) 相談業務の強化及び行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり

#### 5. 協働推進体制の検証と強化

- (1) 協働の成果の可視化
- (2) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究



<目次>

I	協働推進の基本的な考え方	3
1	協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果	4
2	本実施計画（第3次実施計画）における課題	4
3	本実施計画（第3次実施計画）のテーマ	7
II	協働推進のための取組と施策	8
1.	目指すべき「かめおかの像」の共有と課題の掘り起こし	8
2.	活動開始初期から補助制度後の活動展開の支援まで	9
3.	コミュニティ活動に向けた主体間の理解と繋がり創出	10
4.	地域課題解決に向けた中間支援機能の強化と普及	11
5.	協働推進体制の検証と強化	12
III	行動計画（アクションプラン）	13
	行動計画（アクションプラン） 1	
	これからの市民活動と協働を担う人づくり	13
	行動計画（アクションプラン） 2	
	市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化	14
	行動計画（アクションプラン） 3	
	市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化	15
	目指すべき5年後の姿	16
	資料編	17
	資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ	18
	資料2 用語解説	22
	資料3 まちづくりに関する参考事例	24
	資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿	25
	資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過	25
	資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱	27

## I 協働推進の基本的な考え方

本市においては、生涯学習によるまちづくりの成果と広がりを見せる市民活動や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20（2008）年3月、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりへの新たな一歩を踏み出しました。

また、この指針を実行につなげていくため、平成22（2010）年3月「支えあい あなたと築くまちづくりプラン 亀岡市まちづくり協働推進実施計画」、平成27（2015）年3月「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定し、具体的な行動目標を掲げ、市民協働の推進を図ってきました。

本実施計画では、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を基本に、「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の成果、課題を踏まえ、更なる協働推進を図るための具体的施策を示すものです。

なお、協働の考え方について、「亀岡市まちづくり協働推進指針」は次のように述べており、この実施計画においても同様に定義します。

### <協働の考え方>

- ・協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- ・目指すまちづくりのビジョンは、市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

※「市民」とは市内で暮らす人、働く人、学ぶ人、法人団体等を意味しています。

### <実施計画の期間>

この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化および市民協働の進展等に応じて、柔軟に見直しを行うものとします。

また、本実施計画は、亀岡市総合計画、その他関連する計画との整合を図ります。

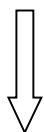
# 1 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果

「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」では、特に市民活動の基盤強化に重点を置いた取組を進めてきました。市民活動を支える資金確保の手段として「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」制度の創設及び改善、市民活動を支える拠点施設である「かめおか市民活動推進センター」の機能充実、協働を進めるための「かめおか協働ルール」の作成や、市職員の協働に関する意識向上を図るための「職員用協働チェックリスト」の作成、市民レベルの基金の創設とその運用などが成果としてあげられます。

一方、ルールや制度の整備が進むなかで、「協働」という言葉が独り歩きをしており、協働のまちづくりは一部の市民や団体では、活発に展開されてきていますが、理解も活動も広く展開もしくは共有される段階には至っていません。また、何のためのまちづくりか、どのようなまちを目指すのか、そして、そもそもなぜまちづくりということについて意識的にならなければいけないのかということについて、行政・市民等の別なく一人ひとりが考えた上で行動していくことが不可欠です。

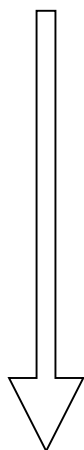
## <取組の経過>

亀岡市まちづくり協働推進指針（平成20（2008）年3月）



（指針実現のための実行計画）

亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成22（2010）年3月）、  
第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成27（2015）年3月）



【テーマ】市民活動の基盤強化

【主な取組】

- ・ 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 →市民・市民活動と行政の協働連携事業
- ・ かめおか市民活動推進センター機能充実
- ・ 市民レベルの寄付制度創設と運用
- ・ かめおか協働ルール
- ・ 市民団体の活動紹介紙作成
- ・ 職員用協働チェックリスト

●協働のルールや制度は整備されてきており、まちづくりや協働の目的に対する理解や意識は広がりつつあるが、市民活動団体をはじめとした多様な主体との更なる連携や協働が求められる。

## 2 本実施計画（第3次実施計画）における課題

### （1）市民と行政の変化への対応

我が国は本格的な人口減少局面に入り、急激な少子高齢化の進展とも相まって、地方を取り巻く状況は厳しさを増しています。亀岡市の高齢者人口の割合は約28%（平成30（2018）年時点）で、毎年増加し続けており、これまでは国全体の割合を下回っていましたが、現在はほぼ同率となっています。人口が減り続ける中、今後亀岡市の抱える課題の内容や意味も、大きく変化することが想定されます（将来予想については、6ページのグラフを参照）。

また、少子化が進むとともに、子育てや教育に関する課題も明らかになってきており、多様なあり方や支援が模索され、注目されています。このような動きは今後求められ、続いていくことが予想されています。

加えて、人口減少により働く人の数の減少が確実となるため、国は、外国人労働者の受け入れ枠を拡大しており、**すでに亀岡でも外国人居住者が増加してきています。今後さらに増加していくことが予想されるので、このような変化に対して、私たちは地域に暮らすすべての人が互いを認め合い尊重し、日常の暮らしを営むことのできる多文化共生社会の構築に向けて努力していくことが求められています。**

このように、今後数年のうちに主に福祉分野や高齢者・子ども・外国人などの、人と人とのかかわりを中心とした課題や社会環境の変化に現状以上の対応が求められることは必須です。それに対して、私たちは、誰も置き去りにされることなく、それぞれが人生を豊かに生きることが可能な共生社会を目指していかなければなりません。

しかしながら、このように多岐にわたる時代の要請について、行政による公共サービスだけで対応することは困難です。

住民自治の中核を担ってきた自治会においても、住民の価値観の多様化、高齢化等により運営自体が困難な状況も見受けられるようになってきており、自治会活動に対する理解促進と自治会とNPO等民間団体を含めた相互理解促進と連携も必要と なってきています。

また、こうした現実を市民や行政がお互いに受け止め、共に考えていく基礎となる情報共有やコミュニケーションの場づくりも必要です。

### （2）市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化

前段の実情を踏まえると、市民が自分たちで「私たちの住むまちをどうしていくのか」を考え、その上で一人ひとりが主体的に取り組むことで市民自らが公共サービスに参加・参画することが求められています。自らが暮らすまちのあり方について考え、将来に対するイメージを持ちつつ、またそれらについて行政を含めた多様な主体間で話し合い、共有し続けることが不可欠になります。

### (3) 市民活動支援のための協働から将来像をふまえた、まちの課題解決のための協働へ

これから20年後、30年後の亀岡市を考えるうえでは、協働の持つ意味をどう捉えるかがポイントとなります。これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働からさらに歩みを進め、身の回りで発生している問題を課題ととらえて、発信、共有、課題解決のための協働という議論が必要とされています。

市民と行政の連携も、行政が担ってきた公共サービスをただ市民に返すということではなく、今、亀岡市内のそれぞれの地域で実際に生じている事象や住民の声を捉えて、的確に課題として認識し、解決に結びつくように様々な立場の人や組織のリソース（資源）を持ち寄って行動していくということが、どのようなまちの将来像を考える場合でも欠かせない取組になってきます。

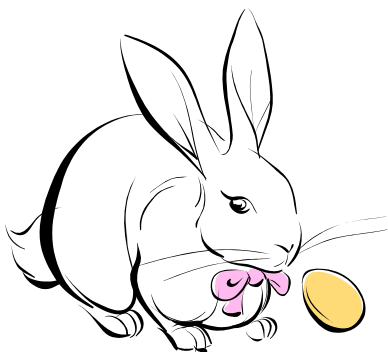
そのためには、課題となりうる地域の現状を掘り起こして行動していくための仕組みや協働のあり方を検討し、それに基づいた基盤（プラットフォーム）づくりを改めて考えていくことで広く開かれた体制を築いていかなければいけません。

### (4) 個々の取組から、より効果と価値を高め、課題解決のための協働へ

課題解決のための個々の取組の効果には限界があります。そのため、個々の主体や取組が協力し合って、より大きな力を発揮するものにしていく必要があります。

ただ、個々の団体や取組は目の前の課題への対応に追われていることが多く、どんな連携や仕組みがより大きな効果やメリットを生み出すのかといったことやその手法については、コーディネート機能の強化等を図っていく中で具体性をもって提案していくことが求められています。

資料編 18 ページ以降で、これからの亀岡の予測や、協働のイメージについてまとめていますので、そちらを見てイメージを膨らませてみてください。



### 3 本実施計画（第3次実施計画）のテーマ

#### （1）主体性をもって自らのまちの将来像を探り、協働を手段として動き出す

実施に向けての課題を受けて、本実施計画では、既存市民活動に対する支援を維持しつつも、市民一人ひとりが主体的にまちの現時点の課題を認識し、また、将来像を考え、その解決と実現に向けた活動を様々な立場の人々が支えあいながら進めていけるような体制づくりに重点的に取り組みます。

具体的には、一人ひとりが現在の亀岡のまちについて語り、将来の像について考え、同時に他者や他団体と共有してすり合わせ、時々に見直すとともに、暮らしやすいまちづくりを進めるためには市民が主体となる課題解決に向けた活動を展開していくこと求められています。そのなかで、地域課題解決に向けて成果が見える取組を推進・支援します。

#### （2）協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

今後社会状況の変化とともに発生する課題を解決するためにまずは市民の声をすくいあげ、一人ひとりの積極的参加を促すとともにそれを可能にする仕組みを構築する時期が来ています。

そのため、これまでの「団体支援」「活動支援」を前進させ、協働をまちの課題解決の手段として、一部のものではなく、全市的な取組に発展させます。

また、こうした取組を進めていくために、市民の生活実感から出てくる課題を的確に把握し、協働による取組が展開できるよう、行政を含めた各組織や個人が情報を共有し、意見交換ができる場や機会作りを進めます。

#### （3）活動の充実と成果を求め繋がり拡大を進める

個々の活動を進めていく中で団体運営や活動充実に向けた支援が必要になります。そのため、中間支援のあり方や機能を社会情勢に応じて見直しながら、柔軟性をもって相談業務や団体に必要な支援に取り組むとともに、課題を拾いあげるための機会作りから活動の立ち上げ、レベルアップを目指す団体まで各段階に応じて、中間支援団体と行政がそれぞれの特性を生かした適切な支援を行えるように図っていきます。

また、既存地縁組織とNPO等、民間事業者間の一定の協力・連携も欠かせず、地域ごとの特性も踏まえ、手法について検討して進めていきます。

地域課題解決に向けて各利害関係者が繋がることで、課題に対して成果が見える取組を支援していきます。



## Ⅱ 協働推進のための取組と施策

### 1. 目指すべき「かめおかの像」の共有と課題の掘り起こし

**重点目標** 比較的意識が高い層による活動は、一定活発になっていて定着しているため興味・関心はあるが、実際の行動に結びついていない層や、関心が低いグループ、また、老若男女といった世代やその他様々な属性にかかわらず、将来にわたって積極的に暮らし続けたいと思える「かめおか」とはどのようなまちなのか、その実現にはどのように働きかけていくかについて、市民一人ひとりが常に問い続け、行動できる意識づくりを進めていきます。

また、依然として協働に対する認識が十分に及んでいない層や、若い若年層や行政職員に対しても、引き続き意識啓発活動を進めます。

(1) 一人ひとりが住みやすいまちへの意識と目指すべき「かめおか像」を求めていく

○これからの亀岡をどのようにしていくべきか、していきたいかについて、自ら考えることで、まちづくりが一人ひとりの手によるものであるという意識を高めます。

(2) 課題への意識と協働の必要性・重要性への気づき

○そこに存在する課題に関する市民の声を拾い、課題解決に向けた活動に繋ぐことのできる仕組みづくりについて検討します。

○なぜ今協働が必要なのか課題の提起とそれに対する今までの取組紹介による啓発を行います。

(3) 住民との意識醸成と新たな担い手となる層の掘り起こし

○協働の雰囲気や場づくりについて、他市等の事例などについて研究し、亀岡市での実施を検討します。

○意識調査等を通して働いている世代や学生など、今まで協働への関わりが少なかった層が、関与できる仕組みと掘り起こしを検討します。

## 2. 活動開始初期から補助制度後の活動展開の支援まで

**重点目標** 行政の支援制度の活用もある程度進み、活用終了後の活動継続にあたって必要となる資金繰りや新たな活動手法についてフォローが必要であるため、創設された **NAWASHIRO** 基金等の各種制度の活用を含めて、団体が自立するに当たり必要となるノウハウ獲得の促進を目標とします。また、**NAWASHIRO** 基金については、その制度の周知と活用促進を進めていきます。

### (1) 支援金制度について

- 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金による効果的な支援を継続及び推進します。
- 他団体の活動事例や他地域での施策・活動を研究して紹介したり、話を聞く機会を作ったりするなど、学びの場を設定します。

### (2) 補助事業後の資金確保手法に関する支援

- 亀岡市支えあいまちづくり支援金活用後の資金確保について、**NAWASHIRO** 基金を中心とした制度の仕組みづくりの検討と活用の促進を行います。
- 団体側や寄付を行う地域住民に対して **PR** を行い、寄付による市民活動充実への意識向上を図ります。

### (3) 企業との連携手法の検討

- ビジネスや、企業の社会貢献活動との協働の可能性について検討します。
- 地域の資源が地域課題の解決につながる協働の仕組みや工夫について研究します。

### 3. コミュニティ活動に向けた主体間の理解と繋がり創出

**重点目標** 知恵・ノウハウ・ネットワークを持った多様な主体（市民、地域、活動団体、事業者、行政等）が、地域課題について共通の認識を持ちながら、解決に向けた協働が可能となるよう、各方面に働きかけることで、主体ごとの役割について理解を深め、実践に移していくことを目標とします。

#### （1）地縁組織や市民活動団体の相互理解促進

- 市民活動やボランティアについて、地域住民が関心を持ち理解していくための機会を創出します。
- 若い世代や新たに亀岡市内に居住し始めた住民に対して、自治会等地縁組織の役割を知る機会を創出します。

#### （2）地縁組織と NPO 等の交流・連携

- 市民活動団体や地縁組織、大学、中間支援機関、協働のマッチング事業を行う事業者等、それぞれのノウハウを持つ組織間のマッチングの仕組みを検討・実施・活用していきます。
- 団体間の情報共有ができる講座や交流の機会を設けます。

#### （3）協働による多文化共生のまちづくり

- 既存の住民だけでなく、外国人や国内からの移住者等を含めた多様な背景を持つ人々が地域社会における日常生活及び行事等の活動を通して相互の理解と尊重に努め、協力し合いながら生活ができる多文化共生のまち亀岡の土台作りを推進します。

## 4. 地域課題解決に向けた中間支援機能の強化と普及

**重点目標** 一定の分野や団体については、協働による活動が安定的になされてきている中、中間支援組織等の専門的な相談・指導・アドバイスのできる組織をさらに活用してもらえよう、体制の強化充実と普及活動を行うことで、協働の裾野の拡大を目標とします。

- (1) 団体間の交流や、市民や大学・学生等と団体を結ぶ機会や手法の検討
  - 各団体の情報配信や講演会や講義、交流会を開催することで、他団体等のノウハウに触れたり、新たなアイデアを生み出したりするための機会をつくれます。
  - 地域ごとの課題の洗い出しや、解決に向けて市民と地縁組織、団体、行政等が話し合える場づくりに努めます。
  - 大学・学生などの若者世代と市民や団体の気軽な交流機会の提供に努めます。
- (2) 相談業務の強化及び行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり
  - 人材確保や情報発信、管理運営のノウハウについて専門的なアドバイスを受けられる機会を作ります。
  - 外部の専門的な講習会や勉強会、視察先の提案を行います。
  - 民間事業者とのコーディネート体制のあり方を検討します。

## 5. 協働推進体制の検証と強化

**重点目標** 行政職員に「協働」という言葉は定着してきているものの、実際にどのような協働がどのような体制で行われているか、そこから、行政が参画する協働がより良いパフォーマンスと成果を生み出すためにはどのようなシステムが適切であるのかについて改めて検証し、情報を広く発信することで、協働の機能性が可視化され、その連鎖が可能となるような体制づくりを目指します。

### (1) 協働の成果の可視化

- 市民団体が行う取組内容やノウハウを行政職員が学ぶことのできる場の設定を検討します。
- 協働支援金や NAWASHIRO 基金を活用して実施されている取組内容について、ウェブやチラシなど様々な媒体を通じて、内外への発信に努めます。

### (2) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究

- 市内において、協働に該当する事業の洗い出しと、機能性について検証します。
- 同時に、今後の課題の抽出や、更なる協働に向けた可能性について他市等の事例を参考に意見を出し合い、今後のあり方について検討する機会の設定を図ります。

## Ⅲ 行動計画（アクションプラン）

第3次計画において、重点目標を達成するために取り組むべき内容を行動計画として次に示します。

### 行動計画（アクションプラン） 1

#### これからの市民活動と協働を担う人づくり

●市民が将来にわたる亀岡というまちのあり方を考え、市民活動と協働による課題解決の必要性について気づく機会を創り出し、他自治体も含めた既存の協働事例を提供することで、まちづくりが亀岡に関わる一人ひとりの参加によってなされうるという意識を醸成します。

また、多様な主体が関わり合うことの重要性についても発信します。

<ねらい>

- ・これまでまちづくりに興味がなかった人、関わりたくてもはじめ方がわからなかった人や学生の中からも、新たな市民活動の担い手を発掘していき、多世代・多文化が共生する暮らしやすいまちづくりにつなげます。
- ・市職員も改めて市民活動と協働の意義について考え直し、市民とともにまちづくりを進めていくための体制を作ります。

#### ❖ 市民参加の機会創出による意識醸成

市民一人ひとりが住みたい亀岡、将来のまちのあり方を考え、また、現時点の地域課題を意識し、市の職員を含めた多様な主体が課題解決に向けて共に考え、意見を交わすための機会としてワークショップ等を実施します。

#### ❖ 多様な市民参画手法について研究と検討

若者や働く世代など、時間に制約のある市民が市民活動やまちづくりへ、自主的に楽しみながら参加できる仕組みについて意識調査等を行いながら、研究・検討を進め、試験的に実施します。

#### ❖ 多様な担い手の掘り起こし

中学生や高校生、大学生など、ボランティア活動に関わっている層が新たに市民活動に触れる機会創出や情報提供を行います。

#### ❖ 市民活動と協働事例の発信

亀岡市やかめおか市民活動推進センターの web サイト等を活用して、市内外の活動事例を提供します。

#### ❖ 市職員を対象とした協働について考える機会の創出

なぜ協働が必要か、現在まで行政や職員が関わった市民活動や協働について全職員に向けて情報を発信し、これからの協働の意味や、業務外においても個人が取り組めることについて考える機会を設けます。

## 行動計画（アクションプラン） 2

### 市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化

●市民が主体となったまちづくりを進めるために、課題を掘り起こす仕組みの検討、課題の解決策について話し合う場、また、市民活動や協働に必要となる人や団体間の繋がり創出など、コーディネート機能が必須となるため、その強化と充実を図ります。

また、既存団体に対する相談業務等の底上げにも努めることで、まちづくりを多面的に支援していきます。

<ねらい>

- ・課題の可視化をすすめ、何が問題でどのような解決策があるかについて、多様な主体の参加により、幅広い意見を求め、当事者意識を高めます。
- ・課題について新たに取組む人や、既存の活動団体等の出会いの場としての機能を発揮させます

#### ❖市民活動と支援拠点に関する広報

市民活動というものについて広く広報するとともに、相談や支援を行う拠点として「かめおか市民活動推進センター」の利用促進を図ります。また、生涯学習施設や社会福祉協議会といった各分野における支援拠点についても併せて広報をします。

#### ❖相談業務の充実

団体立ち上げや管理運営、法人化に関する相談や情報提供、書類等作成といった支援やそれらに関する講座・研修を実施するとともに、必要に応じて専門組織に繋がります。

#### ❖マッチング等繋がり創出

それまで繋がりがなかった団体や人など、それぞれの資源を生かした協働を促進するために、マッチングなどを通じた繋がりを生み出します。

#### ❖課題掘り起こしのための仕組みづくりの検討

それぞれの地域について、どのような課題があるか掘り起こして共有し、解決策を考え、取組に繋がる仕組みを検討します。

#### ❖交流の場づくり

団体間や、これまで活動にかかわったことのない人や企業が交流できる場や、互いを知るとともに共生や公共について考える機会を作ります。

### 行動計画（アクションプラン）3

#### 市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化

●市民活動の継続を支えていく基盤強化や活動の充実に必要となる資金の調達手法について、主に寄付行動の呼びかけを行い、活動の活性化に繋がる企業との連携方法についても検討していきます。

<ねらい>

- ・継続的に活動を行っていくためには、財政基盤の強化が必須であり、自立運営を可能にするため、NAWASHIRO 基金等を通じて資金調達を行います。
- ・市民一人ひとりが活動を支えていくことが望まれるため、寄付行動の増加を目指します。
- ・企業にとっても地域社会との協力は必要になるため、寄付やノウハウ等の資源の提供といった協働を通じて、まち全体で活動を支える体制をつくることを目指します。

#### ❖NAWASHIRO 基金の周知と充実

NAWASHIRO 基金について、寄付による活動参画や公共への理解促進に繋がる広報等の手法の研究し、実践します。

#### ❖NAWASHIRO 基金を通じた寄付の呼びかけ

基金を活用する団体に対して広報や運営に関する助言を行うなど、寄付金の効果の可視化を進め、寄付をする側とされる側が循環を意識できる行動を進めていきます。

#### ❖団体や企業との連携

企業においても CSR は重要事項であり、立地地域への理解や協力、交流、寄付等の資金面での援助、そして地域活動や市民活動自体への参加などを呼びかけていくことで、協働の輪を広げていきます。

#### ❖情報の収集と拡散

地域内の交流を促進し、コミュニティの活性化を推進するとともに、市内や他地域の活動団体、企業についての情報を収集し、効果的に発信していくことで、団体内や団体間で刺激し合い、運営や活動の幅を広げるための支援をします。



## 目指すべき5年後の姿

### 行動計画（アクションプラン） 1

これからの市民活動と協働を担う人づくり

⇒⇒⇒ 亀岡の未来やその実現のための課題解決等のまちづくりに関心を持ち、地域の活動やまちづくりのワークショップに参加し、亀岡について積極的に話れる働く世代や学生の存在を市民が身近に感じられる機会が増加する。その中から、新たに団体を立ち上げて行動し始める担い手が生まれる。

### 行動計画（アクションプラン） 2

市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化

⇒⇒⇒ 課題掘り起こしに始まり、その提起と解決策に向けた話し合いの場が積極的に開かれ、解決に向けて必要となる各主体が協働し、取組を始める。また、活動団体や企業といった市内の多様な主体が交流する機会が生まれ、新たな繋がりのもと、課題解決に向けた団体の結成に繋がる。

### 行動計画（アクションプラン） 3

市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化

⇒⇒⇒ NAWASHIRO 基金の亀岡市内での認知度が上がり、市民や企業の寄付行動が広がり、活用する団体は、取組状況や成果を市民に広く広報することで、寄付金が課題解決のための取組に活用されているという循環が感じられる状況になる。

## 資料編

---

資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ

資料2 用語解説

資料3 協働まちづくりに関する参考事例

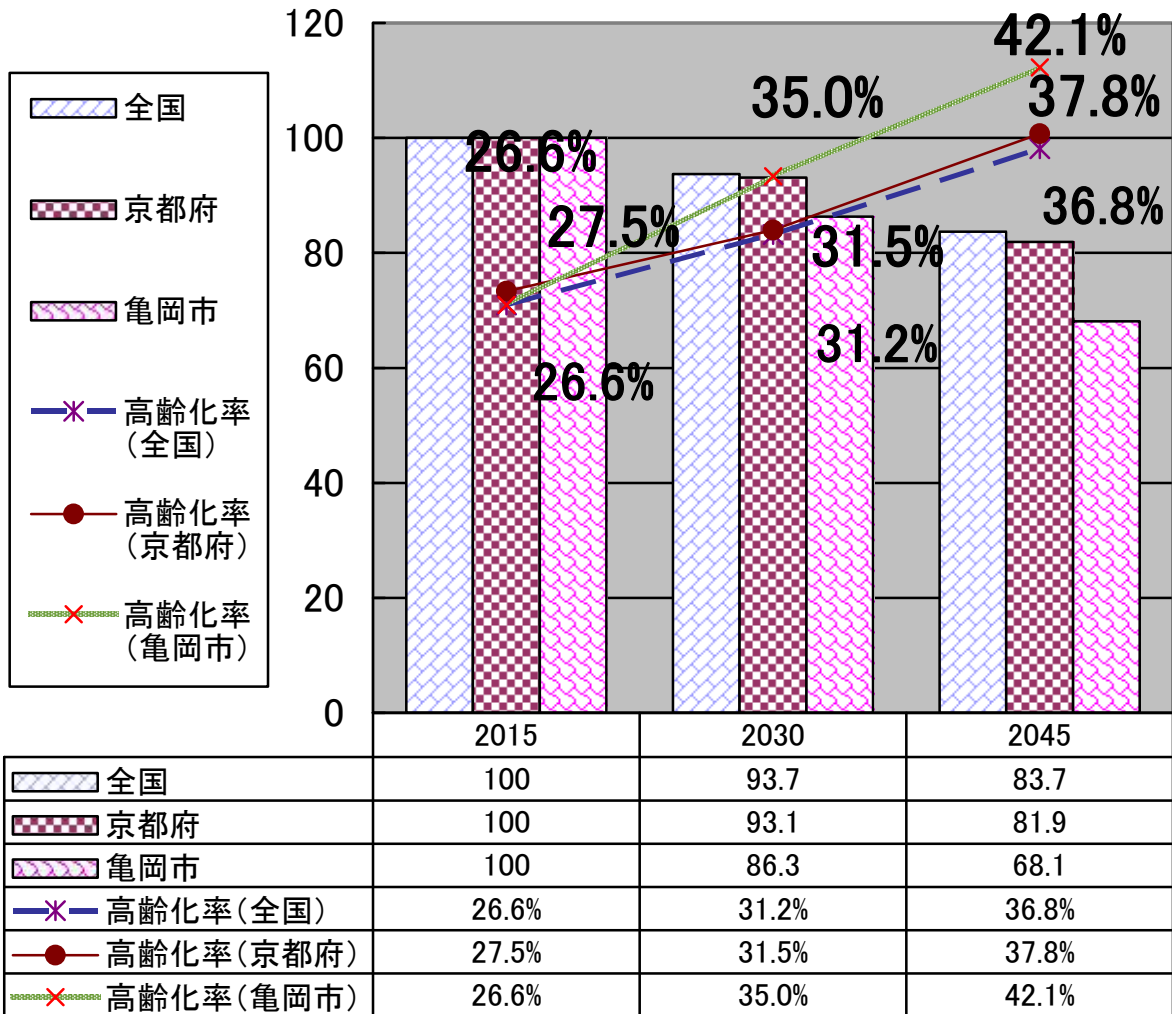
資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿

資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過

資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ

★平成27(2015)年を100とした場合の人口指数及び高齢化率予測★



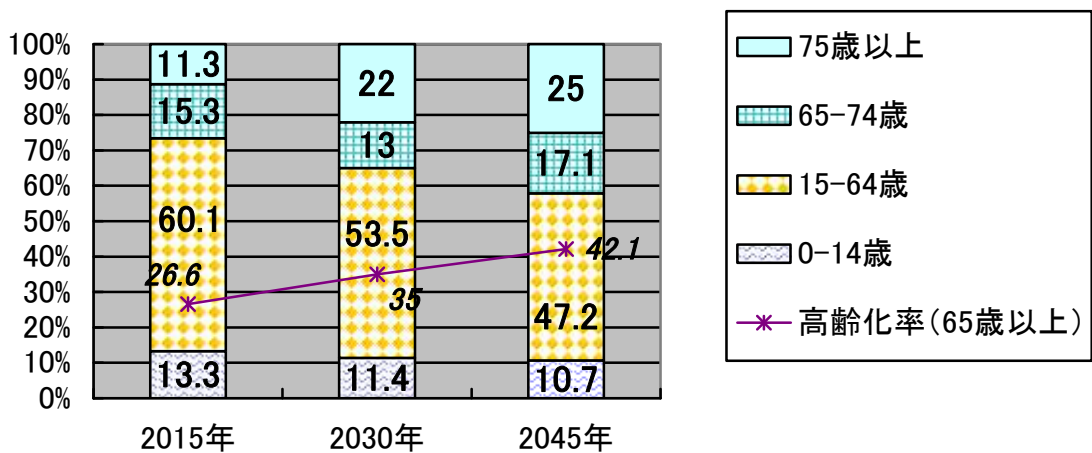
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口割合

★亀岡市人口推計★

年	2015 (実績)	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口 (人)	89,479	86,088	81,955	77,237	71,975	66,397	60,960

- 全国的に人口は減少
- 亀岡市は全国及び京都府の減少幅よりも大きく減少する
- 全国平均高齢化率 36.8%、京都府37.8%に対し、亀岡市は42.1% (25年後)

★亀岡市年齢別人口割合推計★



- 若年層が減少と働き盛りの年代（65歳以下）が減少
- 65歳以上（高齢者）が42%を占める＝人口の約半数が高齢世代に（25年後）

以上、国立社会保障・人口問題研究所 報告書『日本の地域別将来人口推計』平成30（2018）年度推計 より

## なぜ協働が必要？

●環境問題や人口減少など、地域ごとの独自事情に応じた取り組みにより地域を持続していくことが求められている

⇒市内でも、山間部や市街地など、地域によって抱える課題は異なる

例】中山間地：高齢者の独居、空き家増加、移動手段、農林業衰退、少子化

市街地：外国人の増加、環境美化、教育多様化、にぎわい創出、地域コミュニティの衰退

●教育の多様化、外国人の増加など、今までのような画一的な対応は困難

●行政の財政難

●市民が求める、暮らしたい・暮らしやすいまちの実現

●人と人の繋がりへの再構築

⇒みんなで考え、みんなで実行する。手法としての「協働」抜きには、これからの地域運営は困難。「協働」でつくる、暮らし続けたいまち「亀岡」へ。

## 協働から生まれるもの

◆地域の実情や時代の変化に応じた課題に対する柔軟な対応

◆行政や市民活動団体をはじめとする多様な主体が、それぞれが持つ資源を補完し合うことにより、課題に応じた重層的な解決策の実施

◆地域内や他地域との交流の活性化

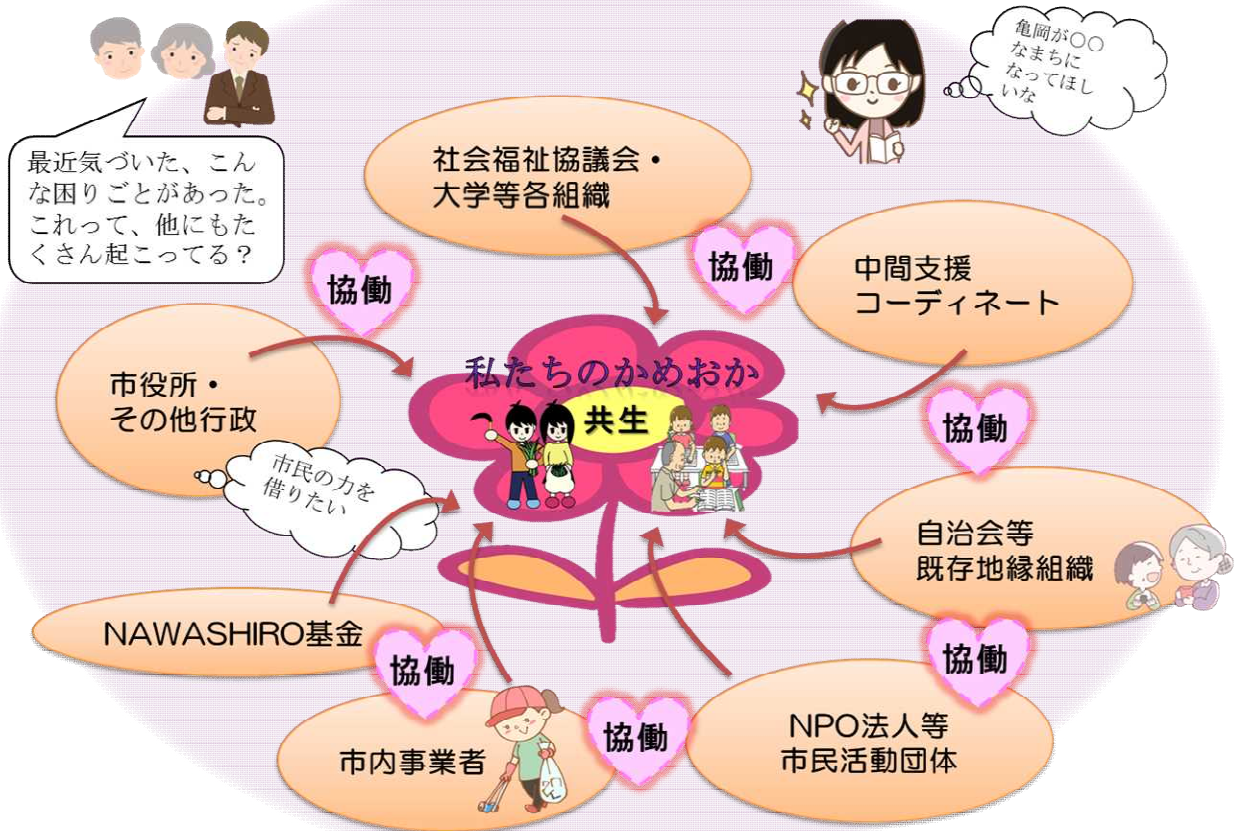
◆市民を含め関係者が協働することで、地域の納得に基づく、共生を基礎とした理想とするまちの姿への接近

◆多種多様な協働への参加・参画による、個人同士の関わりあいの多層化

◆新たな視点、つながり、そして人との出会いによる人生の充実

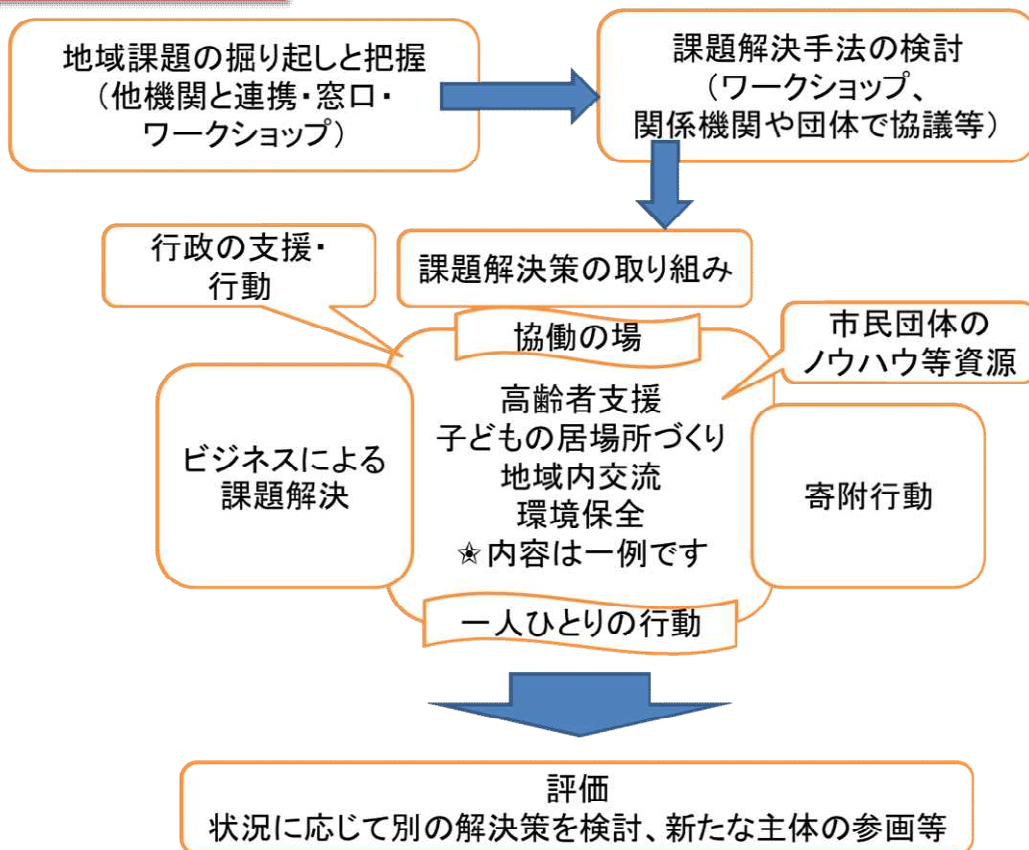
など、上記は一部ですが、私たちが暮らすまちのあり方について一人ひとりが考え、課題解決に向けて協働することにより、暮らしたいまち、暮らしやすいまちに近づくことができます。

## 協働の体制イメージ



★各主体のつながり方は、この図で示す以外にも多様です

### 協働の流れイメージ



## 資料2 用語解説

箇所（初出）	語句	概要
*（2頁）	亀岡市まちづくり協働推進指針	平成20（2008）年3月策定。市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくための基本的な仕組み、枠組みを示したガイドライン。
*（2頁）	亀岡市まちづくり協働推進実施計画	平成22（2010）年3月策定。平成22年度から平成26（2014）年までの5年間を期間とする、亀岡市まちづくり協働推進指針の考え方を具現化するための実施計画。
*（2頁）	亀岡市総合計画	おおむね10年間を期間とする、本誌が目指す都市像や施策の基本方針などを示した計画。現在の計画は平成23（2011）年1月から令和2（2020）年度まで。
*（3頁）	亀岡市支えあいまちづくり協働支援金	地域課題の解決に貢献する市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援する補助金制度。平成22（2010）年度から平成30（2013）年度までの8年間で延べ〇〇件、〇〇万〇千円を支援。
*（3頁）	かめおか市民活動推進センター	市民活動を支援する拠点施設としてギャラリーかめおかに設置。会議室貸出や各種講座の開催、相談業務、ボランティアマッチングなどを実施。
*（3頁）	かめおか協働ルール	市民と行政が協働のまちづくりを進める際の、相互理解と相互尊重を基礎とした、お互いの役割や心構え、姿勢、考え方を記したルール。
*（3頁）	職員用協働チェックリスト	亀岡市職員の意識啓発を目的として、業務における協働意識を自己点検するためのチェックリスト。
*（4頁）	NPO（特定非営利活動法人）	利益を重たる目的とせずに、社会解決に取り組む組織・団体（non-profit organization）。NPO法人は、特定非営利活動促進法の規定により設立された法人格を持つ組織・団体。
*（4頁）	多文化共生	言語、宗教、生活習慣等が異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重し合うこと。
*（5頁）	プラットフォーム	様々な組織・団体が活動するための土台や環

		境をつくる場所。ここでは、各主体・組織の活動や相互の連携を支援する窓口機能、あるいは連携を支援する組織・団体の集合体。
* (5頁)	コーディネート	課題解決のため、各主体同士の適切な連携やよりよい方法の実施に向け、とりまとめ及び調整を行うこと。
* (10頁)	地縁組織	市町村内の一定の区域に住んでいる住民の地縁に基づいて形成される各種団体のこと。いわゆる自治会、町内会、町会等もこれに含まれる。
* (12頁)	亀岡NAWASHIRO基金	市民による寄附で市民活動を支えることを目的に平成 29 (2017) 年に立ち上がった亀岡の市民ファンド。管理運営は公募により集まった運営委員が行っている。
* (14頁)	中間支援組織	資金、人材、情報などを提供する主体とNPOや地縁団体の仲介、団体同士の様々なネットワークの促進、NPOに対するニーズの発掘、社会的課題のPRなど、地域の課題を解決するためのとりくみや それを行う団体を育成・支援する組織。
	亀岡市まちづくり協働推進委員会	協働によるまちづくりに向けての施策、実施計画、具体的な取組みについて協議し、市長へ進言及び助言を行う、市民で構成される委員会。



### 資料3 まちづくりに関する参考事例

場所	千葉県柏市
実施主体	多世代交流型コミュニティ実行委員会 (住民、ボランティア団体、学校、行政による連携)
事業内容	コミュニティカフェ、まちゼミ、東大キッズセミナー、カフェ内における野菜の提起市 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内農村地区では、農村地帯と新規住宅地が混在しているものの、新旧住民の交流が希薄であるという課題があった。そのため、保護者から子どもの健全育成や環境づくりを望む声をきっかけとしてPTAや学校が連携したボランティア活動が始まり、そこへ東京大学の提案により、「多世代交流型コミュニティ実行委員会」が設立され、地域の活動団体等に協力を呼び掛け、地域連携に繋がった。</li> <li>・円卓会議における話し合いで、コミュニティカフェ創設が決まり、更に行政や社会福祉協議会、NPO、地域で野菜の直売を行っていた農家等、多様な主体が加わり活動が広がっていった。</li> <li>・地域が一つの家族ととらえて、地域が子供を育てるという意味で『地縁のたまご』をテーマに各事業を行っている。</li> </ul>	

場所	沖縄県
実施主体	公益財団法人みらいファンド沖縄
内容	地域円卓会議
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での「困り事」の中にいる人々が声をあげることで、3者以上のステークホルダー（利害関係者）が集まる会議において統計等を基に事実に向き合い参加者で共有している。様々な視点や評価を加えつつ意見交換を行うことで、「困り事」を「課題」として昇華していく。会議ごとに具体的なテーマがあり、誰でも参加可能である。</li> <li>・会議では、対話で地域の課題を紐解いていくことで、参加者の意識を「他人事から自分事」に変換していき、その後の課題解決に向けてアプローチの基礎を築く。</li> <li>・目的は「行政事業の周知と住民参加意識の啓発」「政策課題を明確にする政策マーケティングのツール」「NPO等公益団体の地域課題の共有と仲間作り」「団体や事業者内の課題を外部にひらき、社会と繋げる場」である。</li> </ul>	

## 資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿

(平成31年2月21日～令和3年2月20日)

	氏名	性別	選出団体等
委員	串崎 哲史 中井 康雄	男	亀岡市自治会連合会 (令和元年5月20日で交代)
委員	楠 敬 渡邊 東高	男	(一社) 亀岡青年会議所 (令和2年1月6日で交代)
委員長	坂本 信雄	男	有識者 (京都学園大学 (京都先端科学大学) 名誉教授)
委員	石田 数美	女	NPO 法人 亀岡子育てネットワーク
委員	深尾 昌峰	男	有識者 (龍谷大学政策学部教授、京都地域創造基金理事長)
副委員長	松井 やす子	女	(社福) 亀岡市社会福祉協議会
委員	吉川 好美	女	介護相談リンクす
委員	阿久津 泰紀	男	(株)Vクルーズ
委員	井内 祐治	男	自然豊かな亀岡の未来をつなぐ地域協議会、 亀岡作業所
委員	田中 利彦	男	市民公募
委員	田部 頼子	女	市民公募
委員	森 壹風	男	市民公募
委員	松尾 清嗣	男	市民公募

※2段書きの委員については、選出団体の役員交代により「選出団体等」に記載している日付で上段委員から下段委員に交代されました。

## 資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過

(平成30(2018)年度～令和元(2019)年度)

日時	協働推進委員会	その他
平成31年2月21日	平成30年度第2回委員会 ・策定スケジュール	
3月11日	第3回委員会 ・第2次まちづくり協働推進実施 計画の取り組み状況について	

	・第3次まちづくり協働推進実施 計画策定に向けての意見交流	
令和元年6月6日	令和元年度第1回委員会 ・策定の流れ等の説明 ・計画案協議	
8月29日	第2回委員会 ・計画案協議 ・市民参加型ワークショップ実施 について説明	
11月24日	第3回委員会	市民参加型ワークショップ
12月9日～1月6日		パブリックコメント
12月9日～12月27日		計画案庁内意見照会
1月16日	第4回委員会	
2月26日	第5回委員会	

## 資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

平成20年5月1日

告示第95号

改正 平成21年3月31日告示第24号

平成22年8月9日告示第156号

平成24年2月1日告示第10号

平成24年8月10日告示第184号

平成25年11月15日告示第207号

平成28年3月29日告示第45号

(設置)

第1条 亀岡市まちづくり協働推進指針に基づき、市民と行政とのパートナーシップにより、協働によるまちづくりを推進していくため、亀岡市まちづくり協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に進言及び助言を行う。

- (1) 協働のまちづくりを進めるための施策、実施計画の策定に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりに向けた具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、専門の学識経験を有する者、NPOの代表者、その他市民等のうちから市長が委嘱する。

(平25告示207・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平24告示184・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(審査会)

第7条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業の審査及び評価を行うため、委員会に審査会を設置する。

2 審査会は、委員長が委員の意見を聴いて委員のうちから指名する審査員7人以内及び委員長が必要と認める者で構成する。

(平22告示156・追加、平24告示10・平24告示184・一部改正)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部市民力推進課において行う。

(平21告示24・一部改正、平22告示156・旧第7条線下、平28告示45・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が別に定める。

(平22告示156・旧第8条線下)

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成21年告示第24号)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年告示第156号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成24年告示第10号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成24年告示第184号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成25年告示第207号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成28年告示第45号)

この告示は、平成28年4月1日から実施する。